

島田市長

居住地

保護者 氏 名

印

電話番号

子どものための教育・保育給付認定を受けたいので、次の(4)の事項を全て同意した上で、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請子ども	氏 名		生 年 月 日	年 齢
			平成・令和 年 月 日	歳
個人番号				支給認定証番号
保育の希望の有無	有	保護者の労働、疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願する場合を含む。）		
	無	幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願する場合を除く。）		

- (注) 1 「保育所等」とは、保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます。  
 2 「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園をいいます。  
 3 「支給認定証番号」欄は、既に認定を受けている場合に記入してください。  
 4 「保育の希望の有無」欄は、該当する方に○印を付け、「有」を選択した場合は次の(1)から(3)までに、「無」を選択した場合は次の(1)及び(3)に、必要事項を記入してください。

(1) 世帯の状況

氏 名 個 人 番 号	申請子ども の 続 柄	生 年 月 日 (昭和・平成・令和)	年 齢	職 業
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
生活保護の適用の有無		有 ・ 無		

※裏面もご記入ください。

(2) 保育の利用を必要とする理由等（保育所等の利用を希望する場合に記入するとともに、保育の利用を必要とする理由を証する書類を添付してください。）

父	区 分	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・負傷・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学等 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> その他 （該当する□にレ印を記入してください。）			
		就労日数	1週当たり 日	1月当たり 日	通勤時間 分
	就労曜日	日・月・火・水・木・金・土 （該当する曜日に○印を付けてください。）			
	就労時間	月曜日から 金曜日まで	時	分から	時
土曜日		時	分から	時	分まで（時間 分）
日曜日		時	分から	時	分まで（時間 分）
具体的な状況（就労以外を理由とする場合）					
母	区 分	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・負傷・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学等 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> その他 （該当する□にレ印を記入してください。）			
		就労日数	1週当たり 日	1月当たり 日	通勤時間 分
	就労曜日	日・月・火・水・木・金・土 （該当する曜日に○印を付けてください。）			
	就労時間	月曜日から 金曜日まで	時	分から	時
土曜日		時	分から	時	分まで（時間 分）
日曜日		時	分から	時	分まで（時間 分）
具体的な状況（就労以外を理由とする場合）					

(3) 利用を希望する期間、時間、施設名等

希望する期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	小学校就学前まで		
希望する曜日	月・火・水・木・金・土 （該当する曜日に○印を付けてください。）				
希望する時間	月曜日から 金曜日まで	時	分から	時	分まで
	土曜日	時	分から	時	分まで
希望する 保育所等・幼稚園 等の名称	第1希望				
	第2希望				
	第3希望				

(4) 申請に当たっての同意事項

1	子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、教育・保育給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2	教育・保育給付認定や施設型給付費・地域型保育給付費の支給及び副食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合は、利用者負担額及び副食費の徴収免除の有無について、利用施設等に提供することがあります。
3	子ども・子育て支援法第27条第5項の規定に基づき、施設型給付費・地域型保育給付費は、認定を受けた保護者に代わり、利用施設等が受領することがあります。
4	新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第20条第6項の規定に基づき、認定に関する決定を延期することがあります。
5	申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。